

○農林水産省告示第 号

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）第一条の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千百九十八号（排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
<p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の農林水産大臣が定める海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域及び当該海域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p>	<p>海 域</p> <p>(略)</p> <p>次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海を除く。）</p> <p>イ 北緯三十四度三十五分 東経百三十七度三十分の点</p> <p>ロ 北緯三十四度二十分 東経百三十七度三十分の点</p> <p>ハ 北緯三十四度二十分 東経百三十八度十分の点</p> <p>ニ 北緯三十四度三十五分 東経百三十八度十分の点</p> <p>ホ 北緯三十四度三十五分 東経百三十七度三十分の点</p>	<p>期 間</p> <p>(略)</p> <p>六月の第四金曜日（第五金曜日がある場合にあつては、第五金曜日）から八月の第一日曜日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日）までの日曜日、金曜日及び土曜日</p>	<p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の農林水産大臣が定める海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域及び当該海域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p>
	<p>次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海及び内水を除く。）</p> <p>イ 北緯二十四度四十五分 東経百二十二度四十分の点</p> <p>ロ 北緯二十四度五分 東経百二十二度四十分の点</p> <p>ハ 北緯二十四度五分 東経百二十二度四十分の点</p>	<p>七月の第一土曜日（七月一日が土曜日に当たるときは、七月八日）から二日間</p>	
<p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の農林水産大臣が定める海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域及び当該海域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p>	<p>海 域</p> <p>(略)</p> <p>次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海を除く。）</p> <p>イ 北緯三十四度三十五分 東経百三十七度三十分の点</p> <p>ロ 北緯三十四度二十分 東経百三十七度三十分の点</p> <p>ハ 北緯三十四度二十分 東経百三十八度十分の点</p> <p>ニ 北緯三十四度三十五分 東経百三十八度十分の点</p> <p>ホ 北緯三十四度三十五分 東経百三十七度三十分の点</p>	<p>期 間</p> <p>(略)</p> <p>六月の第四金曜日（第五金曜日がある場合にあつては、第五金曜日）から八月の第一日曜日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日）までの日曜日、金曜日及び土曜日</p>	<p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の農林水産大臣が定める海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域及び当該海域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p>
	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	

百二十三度二十分の点  
ニ 北緯二十四度四十五分  
東経百二十三度二十分の  
点  
ホ 北緯二十四度四十五分  
東経百二十二度四十分の  
点

附 則

この告示は、公布の日から施行する。